



毎月11日は「人権を確かめあう日」です。

# 男女共同参画週間

6月23日(日)～29日(土)

男性と女性が、職場で、学校で、地域で、家庭で、それぞれの個性と能力を発揮できる「男女共同参画社会」を実現するためにはみなさん一人ひとりの取組が必要です。

## 「紅一点じゃ、足りない。」

・・・2013年(平成25年)度 内閣府募集「男女共同参画週間」キャッチフレーズ最優秀作品・・・

男女共同参画社会とは、「男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会」(男女共同参画社会基本法第2条)です。

### 男女共同参画社会のすがた

- 家庭では・・・ お互いができることを支えあって。  
“いたわり合いのパートナーシップを”
- 働く職場では・・・ できることから、始めませんか。  
“性別だけで役割を決めつけないで”
- 学校では・・・ 性別よりも人間として。  
“好きなことに男女の差はない”
- 地域社会では・・・ 仕事も家庭生活も地域活動も。  
“暮らしやすい活気のある地域社会を”

(県女性支援課発行のパンフレット「共に学ぼう『男女共同参画社会』って?」より抜粋)

市では「宇陀市男女共同参画計画」を策定して、その推進に努めています。

計画の推進にはみなさん一人ひとり、各種団体等、あらゆる分野の参画が必要です。

私たちのまわりの男女のパートナーシップについて、この機会に考えてみませんか？

